

第6回教育委員会

平成30年3月14日
午後3時30分
本庁舎地下1階第11共通会議室

議案

議案第21号

生野区の就学制度の方針の変更について

生野区の就学制度の方針の変更について

1 改正する制度

[現行（平成 27 年 4 月～）]

- (1) 区東側エリアの中学校で学校選択制（特定地域選択制※）
- (2) 中学校における指定校変更基準の拡大（部活動・進学先中学校）
- (3) 小学校における指定校変更基準の拡大（通学距離の短さ）

※特定地域選択制…区内の特定地域に居住する者について、学校の選択を認める制度

[改正（平成 31 年 4 月～）]

- ・区東側エリアの小学校で学校選択制（特定地域選択制）を導入する。
- ・規則第 8 条 3 項に基づき、優先事項として、まず「きょうだい関係」「自宅からの距離」の両方の条件を満たすものの就学を優先し、次に「きょうだい関係」「自宅からの距離」のいずれかの条件を満たすものの就学を優先することとする。
- ・小学校における指定校変更基準の拡大（通学距離の短さ）について、区東側エリアの小学校での学校選択制の導入に伴い、区東側エリアに居住する方が区東側エリアの小学校を希望する場合は適用対象外とする。

2 改正時期

平成 31 年 4 月

3 改正理由

(1) 本旨

- ・当初予定していた学校選択制の拡充に向けて、区西側エリアの学校再編の取組を進める一方で、区東側エリアの教育環境の改善として、小学校において特定地域選択制を導入する。

(2) 特定地域選択制を導入する理由

- ・区東側エリアでは、同じ中学校区の小学校同士で隣接していない校区がある。
- ・「教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供し、学校環境を活性化し教育力の向上を図る」といった学校選択制の果たすべき目的の観点から、同エリア内の小学校を希望することができる特定地域選択制を導入する。
- ・なお、中川小学校は、生野区小・中学校教育環境再編方針「学校配置の見直しについて」（平成 26 年 3 月）において区東側エリアの学校として整理していたが、その後小規模化の進行が見込まれ、また「生野区西部地域教育特区構想」（平成 27 年 7 月）において中学校区を単位とした学校再編を推進するにあたり学校再編の対象校としたことから、今回導入する学校選択制の対象外とする。

生野区東側エリア	
小学校区（通学区域校）	希望可能校
東中川	東中川小、小路小、東小路小、異小、北異小、異南小、異東小
小路	
東小路	
異	
北異	
異南	
異東	

4 改正に関する経過等

- ・小学校校長会 平成 29 年 9 月 19 日
- ・生野区区政会議こどもの未来部会 平成 29 年 11 月 2 日
- ・生野区区政会議全体会 平成 29 年 11 月 15 日
- ・対象となる小学校の学校協議会 平成 29 年 11 月 8 日～12 月 13 日
- ・保護者等への説明会 平成 29 年 11 月 24 日、25 日

【主な意見等】

- ・学校選択制の導入により、子どもにとって近い学校に行くことができ、また、子どもの可能性を伸ばすのに選択する機会があるのは良いことである。
- ・小学校や中学校のうち、地域で育み、その地域で育つことが良い。小学校の間は、学校選択制を入れないほうが、地域に対する愛着も出てくるのではないか。
- ・学校選択制が導入されても子どもたちが安心して楽しく学校に通えるようにしてほしい。

生野区の就学制度の改善の方針について

1 学校選択制

(1) 小学校

ア 実施内容

- ・区東側エリアで学校選択制（特定地域選択制）を導入する。

イ 導入時期

- ・平成 31 年 4 月から導入する。

ウ 導入理由

- ・当初予定していた学校選択制の拡充に向けて、区西側エリアの学校再編の取組を進める一方で、区東側エリアの教育環境の改善として、小学校において特定地域選択制を導入する。

< 特定地域選択制を導入する理由 >

- ・区東側エリアでは、同じ中学校区の小学校同士で隣接していない校区がある。
- ・「教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供し、学校環境を活性化し教育力の向上を図る」といった学校選択制の果たすべき目的の観点から、同エリア内の小学校を希望することができる特定地域選択制を導入する。

エ 保護者等の意見

- ・学校選択制の導入により、子どもにとって近い学校に行くことができ、また、子どもの可能性を伸ばすのに選択する機会があるのは良いことである。
- ・小学校や中学校のうちは、地域で育み、その地域で育つことが良い。小学校の間は、学校選択制を入れないほうが、地域に対する愛着も出てくるのではないか。
- ・学校選択制が導入されても子どもたちが安心して楽しく学校に通えるようにしてほしい。

オ 選択制の基本内容

- ・基本内容は「就学制度の改善について」（平成 24 年大阪市教育委員会）に基づき実施する。

(7) 選択の機会

- ・選択の機会は小学校入学時とする。

(イ) 対象者

- ・区東側エリアに所在する小学校区に居住する者とする。

(ウ) 選択できる範囲

- ・選択できる範囲は、区東側エリアに所在する小学校とする。
- ・中川小学校は「生野区西部地域教育特区構想」（平成 27 年 7 月）において中学校区を単位とした学校再編を推進するにあたり学校再編の対象校としたことから、今回導入する学校選択制の対象外とする。

生野区東側エリア	
小学校区 (通学区域校)	希望可能校
東中川	東中川小、小路小、東小路小、巽小、 北巽小、巽南小、巽東小
小路	
東小路	
巽	
北巽	
巽南	
巽東	

(エ) 各学校の受入れ

- ・実際の受け入れ人数の算定にあたっては、学校と区、教育委員会事務局と十分に協議して決定する。

(オ) 学校選択の希望調査

- ・希望順位を付けて、第 2 希望まで希望できるようにする。

(カ) 抽選

- ・選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、第 2 希望までの公開抽選を行い入学者を決定する。

(キ) 選択における優先

- ・受け入れ可能人数を超えた希望があり抽選となった場合、まず「きょうだい関係」「自宅からの距離」の両方の条件を満たすものの就学を優先し、次に「きょうだい関係」「自宅からの距離」のいずれかの条件を満たすものの就学を優先させることとする。

A きょうだい関係

- ・選択した通学区域外の学校に兄や姉が在学する弟や妹については、抽選において優先扱いとする。

B 自宅からの距離

- ・通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い場合は、抽選において優先扱いとする。

(ク) 通学

- ・小学校の通学は原則徒歩であり自転車の利用は禁止とする。
- ・上記に加え、通学距離等、通学の負担や安全を考慮し保護者の責任において学校選択の希望申請を行うよう周知徹底に努める。

(ケ) 制度の公正・公平な運用

- ・制度の公正・公平な運用を確保するため、引き続き適正就学の取組を行っていく。
- ・様々な人権課題について正しい理解と認識をもって行動していただけるよう、引き続き啓発等に取り組んでいく。

(コ) 学校選択のための情報提供

子どもや保護者に制度の内容や手続きについて丁寧な周知を図り、制度内容を理解してもらえるよう次の取組を行う。

- A 学校選択制の制度内容や手続き、各小学校の教育目標、教育方針、教育活動の内容等を紹介した「学校案内」の冊子を作成し、翌年度の入学予定者全員に配布する。
- B 選択制実施校は、学校公開や学校説明会を開催する。学校公開については、希望調査期間を中心に少なくとも2回以上、うち1日は土曜授業等を活用して土曜日もしくは日曜日に実施することを基本とする。
- C 区において、制度内容等についての説明会を開催するとともに、区ホームページや区広報紙を通して積極的に情報提供を行う。

(2) 中学校

ア 実施内容

- ・区東側エリアで学校選択制（特定地域選択制）を導入する。

イ 導入時期

- ・平成27年4月から導入する。

ウ 導入理由

- ・学校選択制について「教育活動など学校の特色で入学する学校を希望できる機会を提供し、学校環境を活性化し教育力の向上を図る」といった制度が本来果たすべき目的を達成していく観点から、生野区の実情に応じた導入方法について検討を重ねてきた。
- ・当面、区東側エリアの中学校において特定地域選択制を導入することとし、区内全中校における学校選択制の導入については、学校配置の適正化の進捗状況に応じて、慎重に検討

を行っていくこととする。

＜特定地域選択制を導入する理由＞

- ・区東側エリアでは8小学校中2校が小規模校となっているが、中学校においては全校（5校）で全学年3学級以上となっており、学校施設も一定規模を有し学校間での差異が比較的少ないことから、制度本来の目的を達成できる環境が整っていると判断し、同エリア内の小学校下に居住する児童について、同エリア内の中学校を希望することができる特定地域選択制を導入する。
- ・なお、区西側エリアでは全11小学校が小規模校となっており、中学校についても学年1学級しかない学校もあるなど小規模化が進んでおり、学校選択制の制度目的を果たしていく環境が十分に整っていないことから、区内小学校及び区西側エリアの中学校については、学校配置の適正化を最優先課題と捉え、「学校配置の見直しについて」（平成26年3月生野区役所）に基づき早急に課題解決に向けた取組を進める。
- ・今後、学校配置の適正化の進捗状況に応じて、区内のすべての小中学校における学校選択制の導入について慎重に検討を行っていく。

エ 保護者等の意見

(7) 区内全小学校、就学前児保護者対象アンケート

当該アンケートは、「就学制度の改善について」（平成24年10月大阪市教育委員会）公表以前に実施したため、詳細な制度内容への意見が必ずしも反映されていないことに留意が必要である。

- ・有効回答数 6,252 件（回答率約 55%）
- ・学校選択制について、導入に肯定的な意見は小学校では 47%、中学校では 53%と約半数を占めているのに対して、導入に否定的な意見は小学校で 37%、中学校で 23%となっている。
- ・中学校においては、導入に肯定的な意見が否定的な意見の 2 倍以上あり、需要が高いことが伺える。
- ・肯定的な理由の上位 3 つは、
 - 「子どもの個性や希望に応じた学校選択の権利は保障されるべきだから」
 - 「本来の通学区域の学校より近くの学校に行ける場合があるから」
 - 「特色のある開かれた学校づくりが進むと思うから」となっており、学校選択制本来の導入趣旨に賛同する意見が多くなっている。
- ・また、「近くの学校に通学したい」という通学区域に関する課題の解消を求める声が多かったことが特徴である。

(イ) 区民との意見交換の機会

生野区においては、フォーラムや意見交換会を通して区長が直接保護者等の意見を聴く機会を重視し、制度の説明を行うとともに疑問や意見について丁寧に対応を行ってきた。

- ・保護者等の意見として多かったものが、通学区域校を希望する場合も抽選となるといった誤解に基づくものであり、適宜正しい制度内容の周知にあたってきた。
- ・学校選択制の導入について、「教員の資質向上が望めるから」「教育内容や部活動によって選択できるのはいいことである」といった肯定的な意見が寄せられる一方、否定的な意見として「風評や学校設備によって選択されるのではないか」「地域外からの就学者が増えれば、PTAや地域と学校で協力して開催する行事などの実施が難しくなるのではないか」「学校間で競争が起こり、児童生徒数に今よりさらに偏りが発生するのではないか」といった意見が寄せられた。

(ウ) 未就学児の保護者へのアプローチ

- ・特に、未就学児の保護者については、出前講座を通して幼稚園や保育所で説明会を行い意見交換を行ったほか、3か月健診などの受診時を活用して制度周知を行った。

(エ) パブリックコメント手続き

- ・パブリックコメント手続きにおいても、区民との意見交換の機会の際と同様の意見が寄せられ、それらに対する生野区の考え方を公表している。

(オ) 区政会議

- ・区政会議においては、主に導入後の効果測定方法に関する意見が寄せられた。

オ 選択制の基本内容

・基本内容は「就学制度の改善について」（平成24年大阪市教育委員会）に基づき実施する。

(7) 選択の機会

- ・選択の機会は中学校入学時とする。

(イ) 対象者

- ・区東側エリアに所在する小学校下に居住する児童とする。

(ウ) 選択できる範囲

- ・選択できる範囲は、区東側エリアに所在する中学校とする。

生野区東側エリア		
小学校名	進学先中学校名	
	通学区域校	希望可能校
中川	大池中	東生野中、巽中、新生野中、新巽中
東中川	東生野中	大池中、巽中、新生野中、新巽中
小路	東生野中	大池中、巽中、新生野中、新巽中
東小路	新生野中	大池中、東生野中、巽中、新巽中
巽	住所地により 巽中か新巽中	大池中、東生野中、新生野中 住所地により巽中か新巽中
北巽	巽中	大池中、東生野中、新生野中、新巽中
巽南	新巽中	大池中、東生野中、巽中、新生野中
巽東	新生野中	大池中、東生野中、巽中、新巽中

(イ) 各学校の受入れ

- ・実際の受け入れ人数の算定にあたっては、学校と区、教育委員会事務局と十分に協議して決定する。

(ロ) 学校選択の希望調査

- ・希望順位を付けて、第2希望まで希望できるようにする。

(ハ) 抽選

- ・選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、第2希望までの公開抽選を行い入学者を決定する。

(ニ) 選択における優先

- ・受け入れ可能人数を超えた希望があり抽選となった場合、まず「ア きょうだい関係」の条件を満たすものの就学を優先し、次に「イ 進学先中学校」の条件を満たすものの就学を優先させることとする。

A きょうだい関係

- ・選択した通学区域外の学校に兄や姉が在学する弟や妹については、抽選において優先扱いとする。

B 進学先中学校

- ・小学校への入学時に進学中学校の異なる通学区域外の小学校を選択した場合、中学校進学時には、就学した小学校の進学中学校を希望する場合は優先扱いとする。

(ホ) 通学

- ・中学校の通学は原則徒歩であり自転車の利用は禁止とする。

- ・上記に加え、通学距離等、通学の負担や安全を考慮し保護者の責任において学校選択の希望申請を行うよう周知徹底に努める。

(7) 制度の公正・公平な運用

- ・制度の公正・公平な運用を確保するため、引き続き適正就学の取組を行っていく。
- ・様々な人権課題について正しい理解と認識をもって行動していただけるよう、引き続き啓発等に取り組んでいく。

(8) 学校選択のための情報提供

子どもや保護者に制度の内容や手続きについて丁寧な周知を図り、制度内容を理解してもらえるよう次の取組を行う。

- A 学校選択制の制度内容や手続き、各中学校の教育目標、教育方針、教育活動の内容等を紹介した「学校案内」の冊子を作成し、翌年度の入学予定者全員に配布する。
- B 選択制実施校は、学校公開や学校説明会を開催する。学校公開については、希望調査期間を中心に少なくとも2回以上、うち1日は土曜授業等を活用して土曜日もしくは日曜日に実施することを基本とする。
- C 区において、制度内容等についての説明会を開催するとともに、区ホームページや区広報紙を通して積極的に情報提供を行う。

(3) 学校選択制のメリット

選択制の導入により期待される具体的なメリットは次のとおりである。

- ア 子どもと保護者が就学に関して意見を表明することを保障し、子どもの個性に応じた学校教育を選ぶことができることは子どもや保護者にとって大きなメリットである。
- イ 子どもや保護者が自ら学校を選ぶことにより、学校の教育活動等、学校教育に関心を持ち、より積極的に関わろうとすることが期待できる。入学した学校に対して、積極的にその学校の教育活動に参加し、協力することが期待されているということをすべての保護者に周知する。
- ウ 学校長による、個性的な、特色のある学校づくりがさらに進められることが期待される。特色のある学校づくりを進めるために、教育委員会、区役所、保護者、地域の方々が学校を支援し、子どもたちやその保護者が学校を選択しやすい環境を整えていくことをめざす。
- エ 学校が保護者や地域に積極的に情報発信することにより、開かれた学校づくりがさらに進むことが期待される。区役所は学校による情報発信の支援を行う。

- ・学校選択制の導入にあたっては、制度の導入目的を十分果たしていけるよう一定の教育環境が整えられていることが前提となるが、小学校の7割が小規模校であり、一部の中学校でも小規模化が進む生野区においては、導入のための環境が十分整っているとはいえない。

- ・しかし、生野区における学校配置の適正化の取組を完了させるには少なくとも 10 年程度の期間が必要であることが見込まれ、その間、学校選択制の導入を見送ることは、生野区の子どもや保護者に学校選択の機会が与えられないこと、また、開かれた学校づくりなど学校環境を活性化させる観点でも取組が滞ることとなり、もって生野区の教育環境に多大な不利益となることが懸念される。
- ・これらの点から、生野区の実情を踏まえ、制度の導入効果や目的を果たしていくことが期待される中学校における学校選択制（特定地域選択制）を導入することは、生野区の教育環境を活性化し、もって子どもたちの最善の利益を図ることに効果的であると考えられる。

(4) 学校選択制の課題と対応

- ・学校選択制の導入に際して、学校と地域との関係について、どのように整合性をとるのか、また従来の通学区域を越えたところで学校と地域の連携をどのような形で進めて行くのかについて、区において導入の影響の検証などを行う。
- ・多くの保護者から選択されないなど、課題が顕在化した学校については、問題の分析と施策による対応が必要であり、選択されなかった学校に何らかの教育的な課題があるのであれば、先ず学校長が課題解決に取り組むことが前提だが、学校だけでは課題の克服が難しい場合、その課題を克服できるよう、教育委員会及び区役所等が連携し必要な支援を行う。
- ・特定地域選択制導入にかかる課題について、区西側エリアでは、学校配置の適正化に関する取組の進捗状況に応じて、今後、学校選択制の導入時期を検討していくこととしており、区内で制度導入に関して不均衡が生じることとなる。

この点については、保護者をはじめ地域住民と丁寧な意見交換を行い理解を求めていくほか、「学校配置の見直しについて」（平成 26 年 3 月生野区役所）に基づき取組を進め、区内のすべての小中学校における学校選択制の導入について慎重に検討を行っていく。

2 指定校変更の基準の拡大

- ・基本内容は「就学制度の改善について」（平成 24 年大阪市教育委員会）に基づき実施する。

(1) 小学校

ア 実施内容

- ・小学校については、「通学の距離の短さ」を追加する。

イ 導入時期

- ・平成 27 年 4 月から実施する。

ウ 条件

- ・現在の校区や地域的なつながりに配慮し、自宅玄関から通学区域校の正門まで直線距離で 400m 以上あり、なおかつ通学区域校よりも近い学校がある場合に限り指定校変更を認め

ることとする。(ただし、区内に限る)

- ・条件を満たす小学校が複数ある場合にどの学校への入学を申し立てるのかについて、通学の安全性などを考慮して保護者が適切に判断することとする。
- ・400m 算定の考え方は、低学年児童の歩行速度を大人の標準歩行速度 80m（毎分）の 3 分の 2 程度と想定し、通学に概ね 10 分以上を要する区域を、実際の歩行ルートなどを勘案して直線距離で概ね 400m と規定。標準歩行速度は「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」から引用。
- ・平成 31 年度からの区東側エリアの小中学校での学校選択制の導入に伴い、区東側エリアに居住する方が区東側エリアの小中学校を希望する場合は適用対象外とする。

エ 導入理由、保護者等の意見

- ・生野区は戦後から高度経済成長期にかけて爆発的に人口が膨れ上がり、急速に学校が分離、新設されてきたが、戦前からの町並みが多く残され古くから市街地として活用されてきた区西側エリアでは、特に学校の用地確保が難しく、校区の端に学校を作らざるをえなかったり、広い運動場が作れなかったり、必ずしも住民ニーズに沿った配置とはならなかった状況も見受けられる。
- ・このような状況について保護者等からは「自宅の目の前にある学校に通えない」、「他の校区を横切って通学している」、「今里筋など大きな道路を渡らないと学校に通えない」、「中学校が、進学してくる小学校の校区外にある」などの課題の解消を求める声が挙げられている。
- ・こうした生野区の実情に鑑み、特に小学生の安全確保の観点から、小学校については「通学の距離の短さ」の指定校変更基準を追加することとする。

(2) 中学校

ア 実施内容

- ・中学校については、「部活動」を追加する。

イ 導入時期

- ・平成 27 年 4 月から実施する。

ウ 条件

- ・就学すべき学校に希望する部活動がない場合。
- ・区内のどの中学校でも希望可能。

エ 導入理由、保護者等の意見

- ・保護者等からは、部活動によって学校を希望することに対するご要望を多数いただいている。
- ・生野区においては、学校規模等により活動している部の種類や数が大きく異なり、部活動に参加する機会の確保について配慮が必要であると考えられる。

- ・部活動は学校の課外活動であるが、青少年の健全育成の観点からその果たす役割には大きな期待が寄せられており、生徒や保護者の強い需要に応えていくためにも、中学校について部活動による指定校変更基準を追加する。

(3) 指定外就学の基準の拡大の課題と対応の考え方

- ・すべての保護者に制度の内容、手続きについて、改めて十分な周知を行う。特に風評や偏見等で特定の学校を避けるための手段として、指定外就学の申請がなされないよう保護者への周知や啓発に努める。
- ・通学区域外から通学する児童生徒の安全確保について、保護者責任を原則とすることとしているが、学校や地域、区役所等が連携し安全確保について対応を検討していく。
- ・学校と地域との関係の整合性について、従来の通学区域を越えたところで、学校と地域の連携をどのような形で進めていくのかについて、区において検討していく。